

名古屋市公報	令和元年 8月21日 第16号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局法制課長

目	次	ページ
告 示	示	
○ 建築協定書の縦覧	(住都・建築指導課) (第200号)	3
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課) (第201号)	5
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課) (第202号)	7
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	(財政・税制課) (第203号)	9
○ 告示の訂正について	(住都・街路計画課) (第204号)	10
○ 名古屋都市計画都市再生特別地区の変更	(住都・都市計画課) (第205号)	11
○ 名古屋都市計画事業の手續開始に係る図書の縦覧	(緑土・緑地事業課) (第206号)	12
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第207号)	13
教 育 委 員 会 規 則		
○ 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則	(第3号)	14
上 下 水 道 局 告 示		
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	(第4号)	17
公 告	告	
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	28
雑 報	報	
○ 職員の懲戒処分	(総務・人事課)	29
○ 職員の懲戒処分	(人事・審査課)	30

教育委員会規則のあらまし

- 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則（第 3号）

1 改正内容

- (1) 指導部指導室に所属する職員の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日並びに休憩時間の時限を定めます。
- (2) その他規定の整理を行います。

2 施行期日

令和元年 9月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行し、平成31年 4月 1日から適用します。

名古屋市告示第200号

建築協定書の縦覧

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定により、建築協定書の提出がありましたので、同法第71条の規定により告示するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。

また、同法第72条第1項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

令和元年8月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

大曾根街づくり建築協定

2 建築協定区域

名古屋市北区大曾根二丁目302番1 外

3 縦覧期間

令和元年8月14日から同年9月10日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

5 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

6 意見の聴取会における聴取事項

大曾根街づくり建築協定について

7 意見の聴取会の開催日時

令和元年 9 月 11 日（水） 午後 3 時 30 分

8 意見の聴取会の開催場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市役所第 18 会議室（名古屋市役所西庁舎 12 階）

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 201号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第79条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和元年 8月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
医療法人フジ タ	介護老人保健 施設フジタ 訪問リハビリ テーション	名古屋市緑区鳴 海町字尾崎山43 番地の 640	令和元年 8月 1日	訪問リハビリテー ション 介護予防訪問リハ ビリテーション

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
医療法人杏園 会	訪問介護事業 所いちばん	名古屋市熱田区 一番三丁目 3番 4号	令和元年 8月 1日	訪問介護
株式会社プラ ーナ	ヘルパーステ ーション プ ラーナ	名古屋市中川区 戸田一丁目1201 番地	令和元年 8月 1日	訪問介護

株式会社友生	訪問介護 ふじ	名古屋市緑区大高町字粕森谷 8 番地の 2	令和元年 8月 1日	訪問介護
--------	---------	-----------------------	---------------	------

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社オリジン	グッドリハ徳川	名古屋市東区東大曽根町31番17号	令和元年 8月 1日	地域密着型通所介護
有限会社アッシュ	はなりらいせ山の家	名古屋市中区伊勢山二丁目 4番 5号	令和元年 8月 1日	地域密着型通所介護
株式会社オリジン	グッドリハ新守山	名古屋市守山区金屋二丁目 271 番地の 1	令和元年 8月 1日	地域密着型通所介護

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社エル・シー・エス	ケアマネハウス ライフケア芝町	名古屋市南区芝町30番地	令和元年 8月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 202号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和元年 8月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社大丸 屋家具店	ほっとほっと ダイマル	名古屋市千種区 内山一丁目 9番 9号	令和元年 6月11日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与
合同会社リバ ティ・ライフ	らくだのみみ 訪問看護ス テーション	名古屋市北区池 花町 246番地	令和元年 6月27日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社ミニ ネット	訪問介護所い ちょう	名古屋市緑区大 清水二丁目1005 番地	令和元年 6月27日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社山田 ケアサービス	睡蓮デイサー ビスセンター	名古屋市緑区平 子が丘 607番地	令和元年 6月26日	地域密着型通所介 護
株式会社ミッ ク・ジャパン	ミック健康の 森 徳川	名古屋市東区東 大曽根町31番17 号	令和元年 6月27日	地域密着型通所介 護
株式会社ミッ ク・ジャパン	ミック健康の 森 石川橋	名古屋市瑞穂区 陽明町 1丁目 1 番地の 1	令和元年 6月27日	地域密着型通所介 護
株式会社ミッ ク・ジャパン	ミック健康の 森 新守山	名古屋市守山区 金屋二丁目 271 番地の 1	令和元年 6月27日	地域密着型通所介 護

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
ナースコール 株式会社	居宅介護支援 事業所 花ご よみ	名古屋市千種区 池下一丁目11番 21号	令和元年 6月14日	居宅介護支援
株式会社ケア 21	ケア21一社	名古屋市名東区 一社二丁目 162 番地の 1	令和元年 6月20日	居宅介護支援
株式会社ケア なも	ケアプランた まや	名古屋市守山区 金屋一丁目16番 5号	令和元年 6月27日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 203 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第 4 項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和元年 8 月15日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
公益社団法人愛知県 防犯協会連合会	名古屋市昭和区円上町 26番15号	平成31年 1 月 1 日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 204号

告示の訂正について

令和元年名古屋市告示第19号（名古屋都市計画道路の変更案の縦覧）の一部を次のように訂正します。

令和元年 8月15日

名古屋市長 河 村 た か し

2都市計画を変更する土地の区域の表 3・3・170号星崎鳴海線の項中、「名古屋市緑区相原二丁目」を「名古屋市緑区相原郷二丁目」に訂正します。

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 205号

名古屋都市計画都市再生特別地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画都市再生特別地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和元年 8月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画都市再生特別地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市中区栄三丁目及び四丁目の各一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 206号

名古屋都市計画事業の手續開始に係る図書の縦覧

土地収用法（昭和26年法律第 219号）第34条の 4第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

令和元年 8月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画緑地事業第10号相生山緑地

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

令和元年 8月16日から令和 7年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 207号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和元年 8月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

平成30年10月11日 30指令住開指第 135号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市名東区高針台二丁目1201番、1202番、1203番、1203番 1、1203番 2、1203番 3、1203番 4及び1203番 5

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市中区錦二丁目19番 6号
野村不動産株式会社名古屋支店
住宅事業部長 阿部裕介

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 8 月 14 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 3 号

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則

(名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部改正)

第 1 条 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則（平成 23 年名古屋市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「正午まで」を「午後 1 時まで」に改める。

別表中

「

子ども応援委員会制度担当部子ども応援室に所属する一般職の任期	A	1 日について午前 8 時 15 分から午後 4 時 45 分までの間において 7 時間 45 分とする。	休憩時間は 1 日について 45 分とし、その時限は午後 0 時 15 分から午後 1 時まで	日曜日及び土曜日とする。
--------------------------------	---	---	---	--------------

付職員			とする。
	B	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。

を

「

子ども応援委員会制度担当部子ども応援室に所属する一般職の任期付職員	A	1日について午前8時15分から午後4時45分までの間において7時間45分とする。	休憩時間は1日について45分とし、その時限は午後0時15分から午後1時までとする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。	
指導部指導室に所属する職員のうち、個別最適化された学びの推進に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時15分から午後4時45分までの間において7時間45分とする。	休憩時間は1日について45分とし、その時限は指導室長が定める。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。	

に改める。

(名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部改正)

第2条 名古屋市子ども適応相談センター処務規則(昭和63年名古屋市教育委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「正午まで」を「午後1時まで」に改める。

(名古屋市教育センター処務規則の一部改正)

第3条 名古屋市教育センター処務規則(昭和56年名古屋市教育委員会規則第

15号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「正午まで」を「午後1時まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の各規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、第1条中名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則別表の改正規定は、令和元年9月1日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第4号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和元年8月16日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

令和元年8月15日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

令和元年9月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字・丁目	摘 要	
千種区	赤 坂 町	5丁目	一部	北区名城一丁目 名古屋市上下水道局 名城水処理センター
	自 由 ケ 丘	2丁目	〃	南区元柴田西町 名古屋市上下水道局 柴田水処理センター
	徳 川 山 町	1丁目	〃	〃
	春 里 町	2丁目	〃	〃
	光が丘一丁目		〃	北区名城一丁目 名古屋市上下水道局 名城水処理センター
守山区	大森八龍一丁目		〃	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局 守山水処理センター

	桔梗平三丁目		〃	〃
緑 区	東神の倉二丁目		〃	天白区植田南一丁目 名古屋市上下水道局 植田水処理センター
	東神の倉三丁目		〃	〃
名 東 区	梅森坂一丁目		〃	〃
	に じ が 丘	1丁目 2丁目	〃	名東区山香町 名古屋市上下水道局 西山水処理センター

3 供用を開始する排水施設の位置

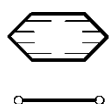
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合 流 式	千種区（光が丘一丁目を除く。）
分 流 式	千種区（光が丘一丁目） 守山区 緑区 名東区

排水施設の位置図

千種区（合流式）No. 1

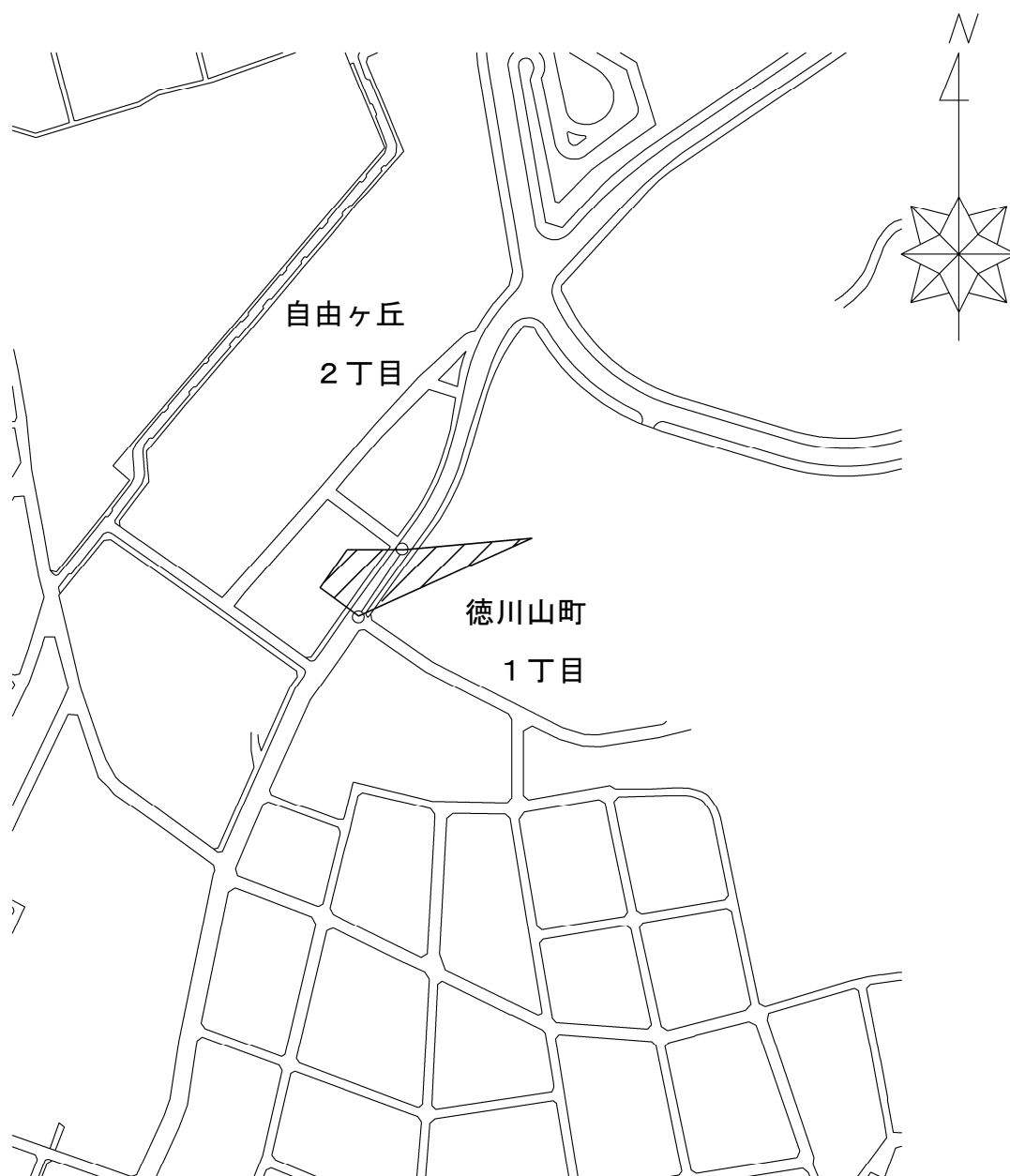


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

千種区（合流式）No. 2



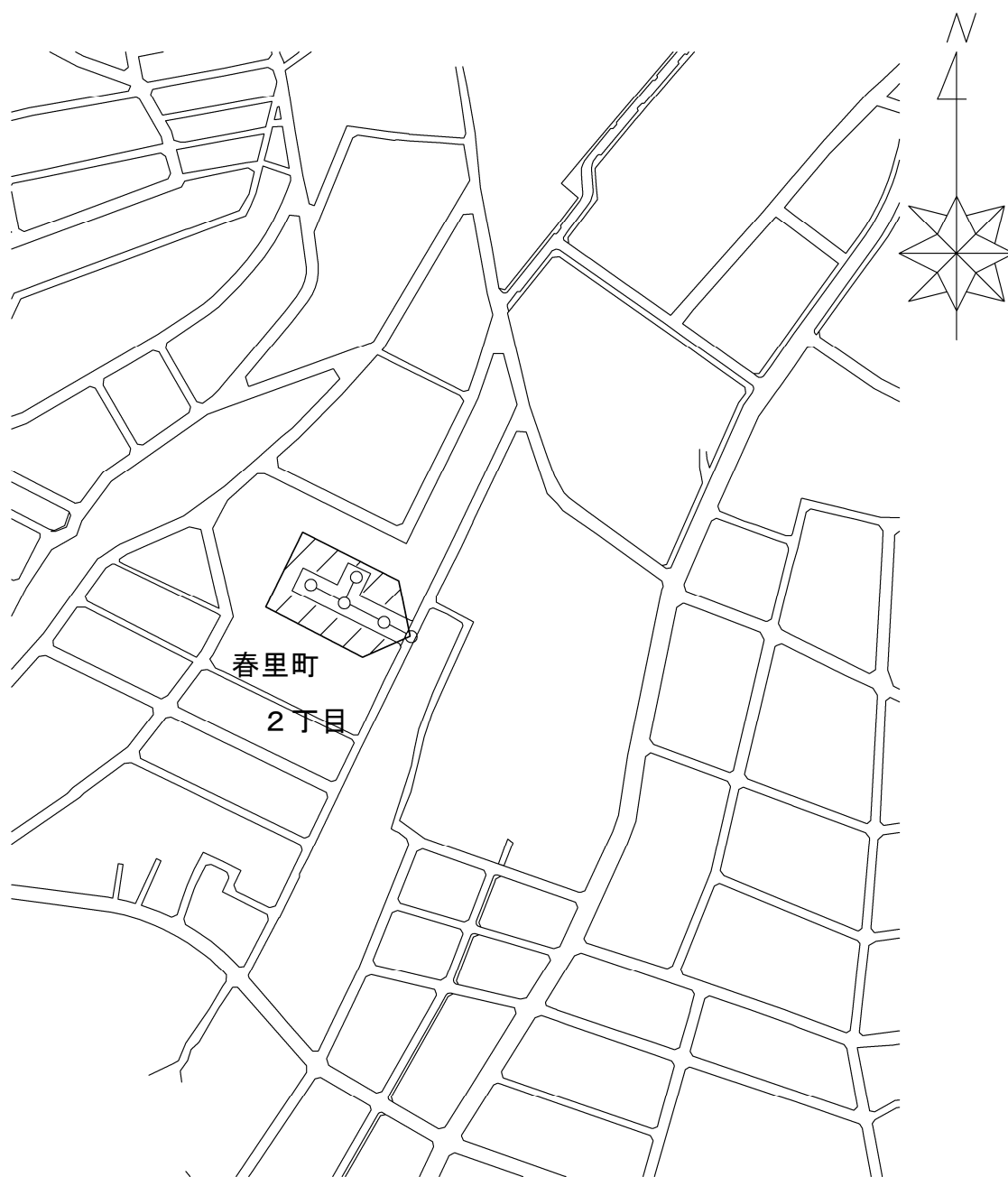
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

千種区（合流式）No. 3



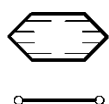
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

千種区（分流式）

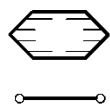


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 1



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 2



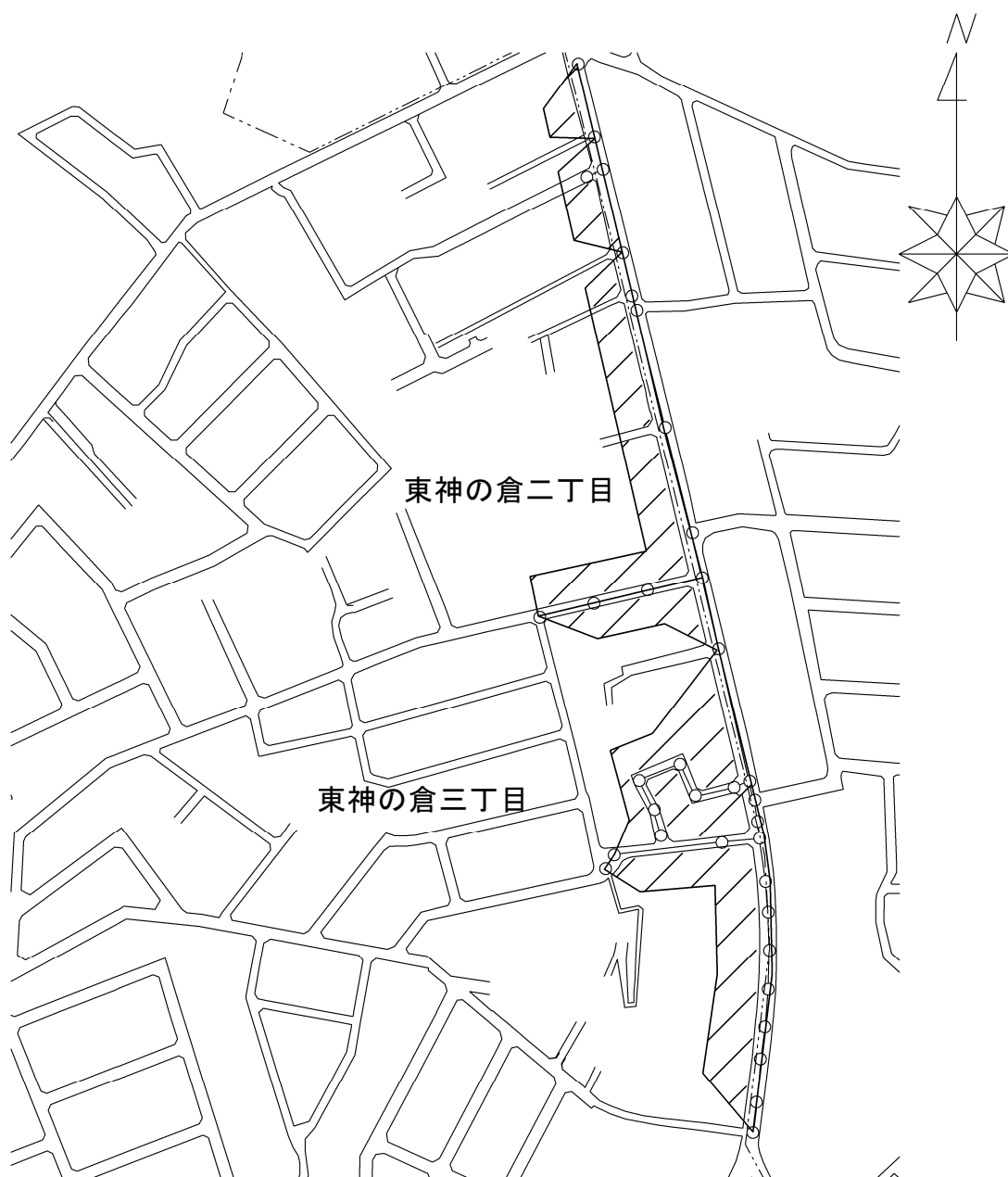
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）



供用開始区域



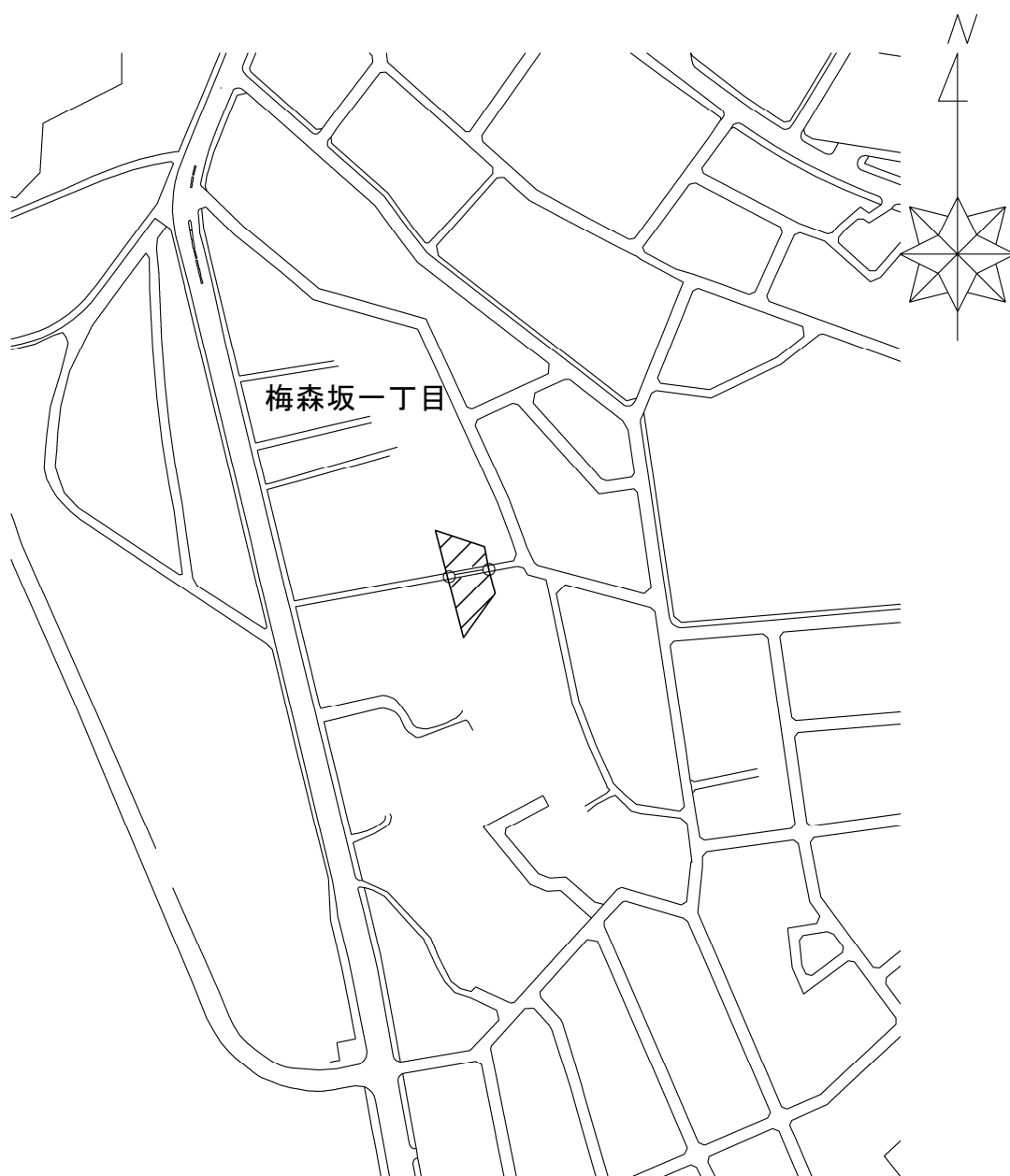
供用及び処理を開始する下水道



市界

排水施設の位置図

名東区（分流式）No. 1



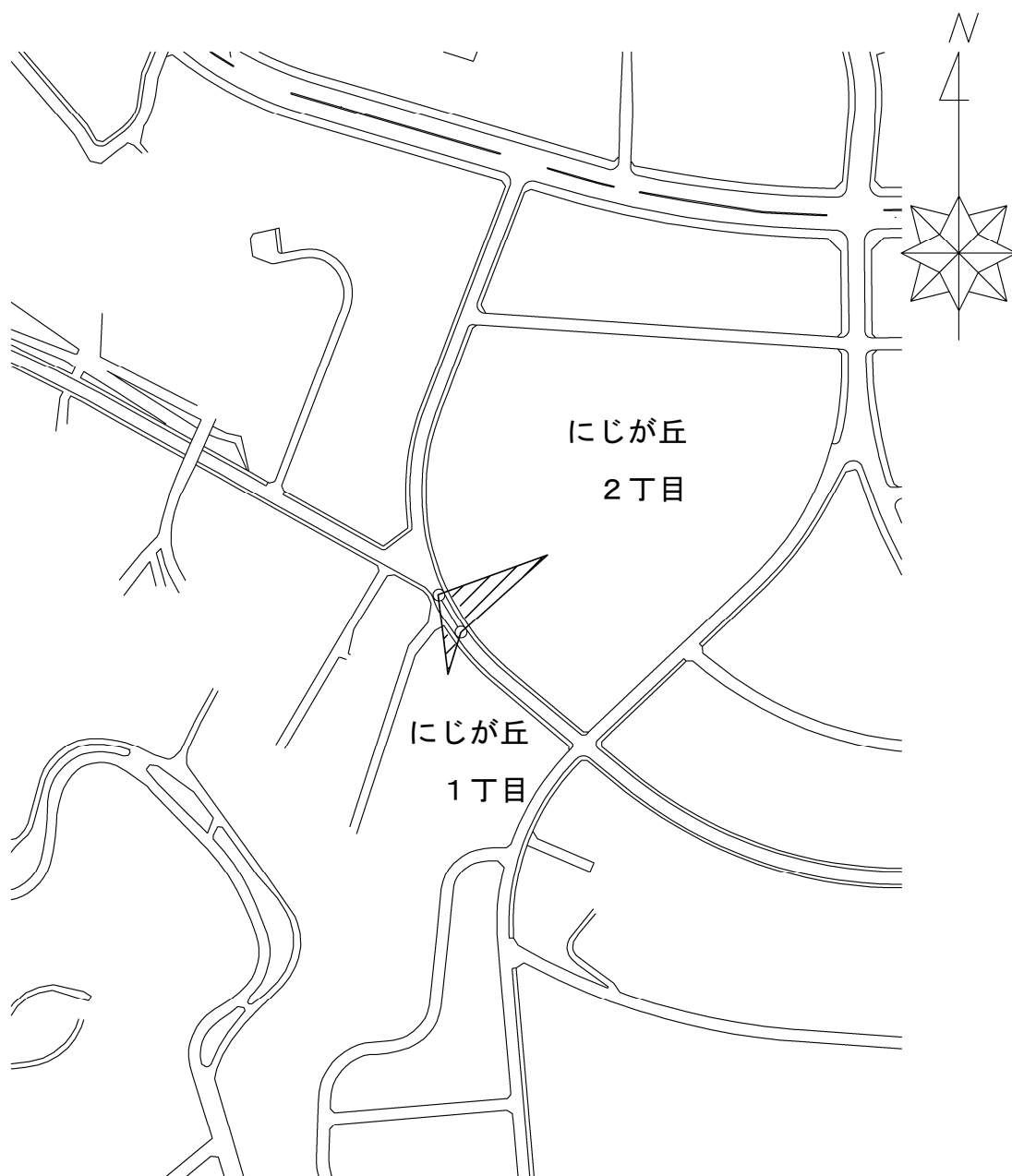
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

名東区（分流式）No. 2



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和元年 8月16日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和元年 8月20日（火）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第10会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第57号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第58号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について

第59号議案 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第60号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第61号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨
の証明願について

第62号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第63号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第64号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

名古屋市農業委員会事務局農政課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和元年 8 月 16 日懲戒処分に付した。

令和元年 8 月 16 日

名古屋市長 河 村 た か し

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
市民経済局主査	停職 4 月	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号及び 第 3 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和元年 8 月16日懲戒処分に付した。

令和元年 8 月16日

名古屋市人事委員会

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
人事委員会事務局 係長	減給10分の 1 3 月	地方公務員法第29条第 1 項第 2 号